

訪問介護相当サービスについて

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「旧介護予防訪問介護に相当するサービス」
内容 人員・設備基準	従前の介護予防訪問介護と同じ
手続	介護予防ケアマネジメントについて、ケアマネジメントAを実施
サービス単価	国の示す単価と同じ
利用者負担	介護給付サービスの負担割合と同じ
遵守事項等	サービスの自立支援・重度化予防を推進するため、桑名市独自の基準として多職種連携による自立支援・重度化防止に関する研修の実施を定めます。(①～③のいずれかを満たす事) ①通所Aの事業所連携加算に参加する【推奨】 ②ヘルパー連協の多職種連携研修に参加する【推奨】 ③独自研修を企画し実施する ・2法人以上が合同開催 ・リハ職、医療職等の他職種が1名以上参加する ・各事業所から2名以上参加 ・3回以上実施する